

第13次鳥獣保護管理事業計画書（変更案）新旧対照表

変更後

第 13 次鳥獣保護管理事業計画

令和 4 年 4 月 1 日から
令和 9 年 3 月 31 日まで 5 年間
(令和 7 年 月 日変更)

青森県

目次 (略)

はじめに (略)

第一 (略)

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

①総括表

(第 1 表)

区 分	指定目標		既指定 (A)		新規指定 (B)		区域拡大 (C)		区域縮小 (D)	
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
森 林 鳥 獣 生 息 地	53	51,083	53	51,088 (※3)						
大 規 模 生 息 地										
集 団 渡 来 地			8	8,952						
集 団 繁 殖 地			1	3,520						
希 少 鳥 獣 生 息 地			3	941						
生 息 地 回 廊										
身 近 な 鳥 獣 生 息 地			18	6,896			1	223		
合 計			83	71,397			1	223		

区 分	期間満了 (E)		解 除 (F)		計画期間中の増減 (※1)		計画期間終了時 (※2)	
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
森 林 鳥 獣 生 息 地							53	51,088
大 規 模 生 息 地								
集 団 渡 来 地							8	8,952
集 団 繁 殖 地							1	3,520
希 少 鳥 獣 生 息 地							3	941
生 息 地 回 廊								
身 近 な 鳥 獣 生 息 地							18	7,119
合 計							83	71,620

※1 箇所: (B)-(E)-(F)、面積: (B)+(C)-(D)-(E)-(F)

※2 箇所: (A)+(B)-(E)-(F)、面積: (A)+(B)+(C)-(D)-(E)-(F)

※3 面積:5ha の精査による増

現行

第 13 次鳥獣保護管理事業計画

令和 4 年 4 月 1 日から
令和 9 年 3 月 31 日まで 5 年間

青森県

目次 (略)

はじめに (略)

第一 (略)

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

①総括表

(第 1 表)

区 分	指定目標		既指定 (A)		新規指定 (B)		区域拡大 (C)		区域縮小 (D)	
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
森 林 鳥 獣 生 息 地	53	51,083	53	51,083						
大 規 模 生 息 地										
集 団 渡 来 地			8	8,952						
集 団 繁 殖 地			1	3,520						
希 少 鳥 獣 生 息 地			3	941						
生 息 地 回 廊										
身 近 な 鳥 獣 生 息 地			18	6,896			1	223		
合 計			83	71,392			1	223		

区 分	期間満了 (E)		解 除 (F)		計画期間中の増減 (※1)		計画期間終了時 (※2)	
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
森 林 鳥 獣 生 息 地							53	51,083
大 規 模 生 息 地								
集 団 渡 来 地							8	8,952
集 団 繁 殖 地							1	3,520
希 少 鳥 獣 生 息 地							3	941
生 息 地 回 廊								
身 近 な 鳥 獣 生 息 地							18	7,119
合 計							83	71,615

※1 箇所: (B)-(E)-(F)、面積: (B)+(C)-(D)-(E)-(F)

※2 箇所: (A)+(B)-(E)-(F)、面積: (A)+(B)+(C)-(D)-(E)-(F)

変更後									
②既指定鳥獣保護区の変更計画							(第2表)		
年度	指定区分	鳥獣保護区	変更区分	指定面積の異動(ha)			変更後の 指定期間	変更理由	備考
				異動前 面 積	異動 面積	異動後 面 積			
7	森林鳥獣生息地	梵 珠	期間更新	601	0	601	R7.11.1～ R27.10.31		
	〃	外崎山	〃	332	0	332	〃		
	〃	三廐沢	〃	245	0	245	〃		
	〃	田茂木	〃	965	0	965	〃		
	〃	猿ヶ森	〃	1,070	0	1,070	〃		
	集団渡来地	大 湊	〃	4,369	0	4,369	〃		
	〃	野木和	〃	315	0	315	〃		
計		7箇所		7,897	0	7,897	〃		
合 計		44箇所		35,139	223	35,362			

※3 面積:5ha の精査による増

2 特別保護地区の指定

(2) 特別保護地区指定計画

① 総括表

区 分	指定目標		既指定 (A)		再指定 (B)		区域拡大 (C)		区域縮小 (D)	
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
森 林 鳥 獣 生 息 地	27	5,109	6	1,544 (※3)	2	300 (※3)				
大 規 模 生 息 地										
集 団 渡 来 地										
集 団 繁 殖 地			1	2						
希 少 鳥 獣 生 息 地										
生 息 地 回 廊										
身 近 な 鳥 獣 生 息 地			1	10						
合 計			8	1,556	2	300				

区 分	期間満了 (E)		解 除 (F)		計画期間中の 増減(※1)		計画期間終了時 (※2)	
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
森 林 鳥 獣 生 息 地	2	300 (※3)					6	1,544
大 規 模 生 息 地								
集 団 渡 来 地								
集 団 繁 殖 地							1	2
希 少 鳥 獣 生 息 地								
生 息 地 回 廊								
身 近 な 鳥 獣 生 息 地							1	10
合 計	2	300					8	1,556

※1 箇所: (B)-(E)-(F)、面積: (B)+(C)-(D)-(E)-(F)

※2 箇所: (A)+(B)-(E)-(F)、面積: (A)+(B)+(C)-(D)-(E)-(F)

※3 箇所:5ha の精査による増

現行

②既指定鳥獣保護区の変更計画									(第2表)	
年度	指定区分	鳥獣保護区	変更区分	指定面積の異動(㌧)			変更後の 指定期間	変更理由	備考	
				異動前 面 積	異動 面積	異動後 面 積				
7	森林鳥獣生息地	梵 珠	期間更新	596	0	596	R7.11.1～ R27.10.31			
	〃	外崎山	〃	332	0	332	〃			
	〃	三廐沢	〃	245	0	245	〃			
	〃	田茂木	〃	965	0	965	〃			
	〃	猿ヶ森	〃	1,070	0	1,070	〃			
	集団渡来地	大 湊	〃	4,369	0	4,369	〃			
	〃	野木和	〃	315	0	315	〃			
計		7箇所		7,892	0	7,892	〃			
合 計		44箇所		35,134	223	35,357				

2 特別保護地区の指定

(2) 特別保護地区指定計画

① 総括表

区 分	指定目標		既指定 (A)		再指定 (B)		区域拡大 (C)		区域縮小 (D)	
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
森 林 鳥 獣 生 息 地	27	5,109	6	1,539	2	295				
大 規 模 生 息 地										
集 団 渡 来 地										
集 団 繁 殖 地			1	2						
希 少 鳥 獣 生 息 地										
生 息 地 回 廊										
身 近 な 鳥 獣 生 息 地			1	10						
合 計			8	1,551	2	295				

区 分	期間満了 (E)		解 除 (F)		計画期間中の 増減(※1)		計画期間終了時 (※2)	
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
森 林 鳥 獣 生 息 地	2	295					6	1,539
大 規 模 生 息 地								
集 団 渡 来 地								
集 団 繁 殖 地							1	2
希 少 鳥 獣 生 息 地								
生 息 地 回 廊								
身 近 な 鳥 獣 生 息 地							1	10
合 計	2	295					8	1,539

※1 箇所: (B)-(E)-(F)、面積: (B)+(C)-(D)-(E)-(F)

※2 箇所: (A)+(B)-(E)-(F)、面積: (A)+(B)+(C)-(D)-(E)-(F)

変更後

第三（略）

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1～2-2（略）

2-3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1)（略）

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

①（略）

② 鳥獣による被害発生予察表の作成

1) 予察表 (第5表)

加害鳥 獣名	農作物 被害等	被害発生時期（月）															主な被害 発生地域	備 考
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
カ ラ ス 類	稲、果樹 野菜	←————→															県内全域	生活環境被害
		←-----→																
ムクド リ	果樹			←————→													三八	生活環境被害
				←-----→														
ヒヨド リ	果樹			←————→													三八	生活環境被害
				←-----→														
スズメ	稲、果樹	←————→															三八、西北	
カモ	稲	←————→															中南、三八 西北、上北	
トビ	航空機	←-----→															東青、上北	生活環境被害
ツキノ ワグマ	果樹、野菜 飼料作物	←————→															県内全域	人身被害
		←-----→																
ニホン ザル	稲、いも類 雑穀、果樹 野菜、豆類 工芸作物	←————→															東青、中南 西北、下北	生活環境被害
		←-----→																

←————→：農作物被害 ←-----→：生活環境被害、人身被害

※下北半島のニホンザルについては、予察捕獲の対象外とする。

現行

第三（略）

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1～2-2（略）

2-3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1)（略）

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

①（略）

② 鳥獣による被害発生予察表の作成

1) 予察表 (第5表)

加害鳥 獣名	農作物 被害等	被害発生時期（月）															主な被害 発生地域	備 考
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
カ ラ ス 類	稲、果樹 野菜	←————→															県内全域	生活環境被害
		←-----→																
ムクド リ	果樹			←————→													三八	生活環境被害
				←-----→														
ヒヨド リ	果樹			←————→													三八	生活環境被害
				←-----→														
スズメ	稲、果樹	←————→															三八、西北	
カモ	稲	←————→															中南、三八 西北、上北	
トビ	航空機	←-----→															東青、上北	生活環境被害
ツキノ ワグマ	果樹、野菜 飼料作物	←————→															県内全域	人的被害
		←-----→																
ニホン ザル	稲、いも類 雑穀、果樹 野菜、豆類 工芸作物	←————→															東青、中南 西北、下北	生活環境被害
		←-----→																

←————→：農作物被害 ←-----→：生活環境被害、人的被害

※下北半島のニホンザルについては、予察捕獲の対象外とする。

変更後	現行
2) 予察表に係る方針等 (略) ③ 鳥獣の適正管理の実施 (略) ④ 被害の防止の目的での捕獲についての許可基準の設定 1) 方針 (略) 2) 許可基準 ア～カ (略) キ 鳥獣の種類別許可基準等 (第7表) (略) ※1: 市町村長許可権限鳥獣: 狩猟鳥獣 (ツキノワグマなど) 及びダイサギ、トビ、ドバト並びに飛行場の区域内において航空機の安全に支障を及ぼすと認められる鳥獣 (青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例 (平成11年12月青森県条例第54号) 第10条) ※2: (略) ※3: (略) ⑤ 被害の防止の目的での捕獲の適正化のための体制の整備等 1) 方針 (略) 2) 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域 (第8表) (略) 3) 指導事項の概要 (略) 2-4～3-4 (略) 第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項 (略) 第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項 1・2 (略) 3 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針 生息数の～ (中略) ～について作成する。 下北半島のニホンザルについては、地域個体群としての永続的な保全を目指すとともに、人的被害・生活被害の根絶による人との共存及び農作物被害の防止を図るため、引き続き「第3次第二種特定鳥獣管理計画」を作成する。また、近年目撃数が急増し農林業等への被害拡大が強く懸念される。<u>指定管理鳥獣 (ニホンジカ、イノシシ及びツキノワグマ)</u> についても「青森県第二種特定鳥獣管理計画 (第2次ニホンジカ)」、「<u>青森県第二種特定鳥獣管理計画 (第1次イノシシ)</u>」、「<u>青森県第二種特定鳥獣管理計画 (第1次ツキノワグマ)</u>」を作成する。 なお、指定管理鳥獣については、近隣県と連携することにより、広域的な被害対策に努める。	2) 予察表に係る方針等 (略) ③ 鳥獣の適正管理の実施 (略) ④ 被害の防止の目的での捕獲についての許可基準の設定 1) 方針 (略) 2) 許可基準 ア～カ (略) キ 鳥獣の種類別許可基準等 (第7表) (略) ※1: 市町村許可権限鳥獣: 狩猟鳥獣及びダイサギ、トビ、ドバト並びに飛行場の区域内において航空機の安全に支障を及ぼすと認められる鳥獣 (青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例 (平成11年12月青森県条例第54号) 第10条) ※2: (略) ※3: (略) ⑤ 被害の防止の目的での捕獲の適正化のための体制の整備等 1) 方針 (略) 2) 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域 (第8表) (略) 3) 指導事項の概要 (略) 2-4～3-4 (略) 第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項 (略) 第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項 1・2 (略) 3 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針 生息数の～ (中略) ～について作成する。 下北半島のニホンザルについては、地域個体群としての永続的な保全を目指すとともに、人的被害・生活被害の根絶による人との共存及び農作物被害の防止を図るため、引き続き「第3次第二種特定鳥獣管理計画」を作成する。また、近年目撃数が急増し農林業等への被害拡大が強く懸念される。<u>指定管理鳥獣 (ニホンジカ及びイノシシ)</u> についても「青森県第二種特定鳥獣管理計画 (第2次ニホンジカ)」、「<u>青森県第二種特定鳥獣管理計画 (第1次イノシシ)</u>」を作成する。 なお、指定管理鳥獣については、近隣県と連携することにより、広域的な被害対策に努める。

変更後						現行					
(第12表)						(第12表)					
計画作成年度	対象鳥獣	計画作成の目的	計画の期間	対象区域	備 考	計画作成年度	対象鳥獣	計画作成の目的	計画の期間	対象区域	備 考
令和3年度	下北半島のニホンザル	地域個体群としての永続的な保全を目指すとともに、人的被害・生活被害の根絶による人との共存及び農作物被害の防止を図る。	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日	むつ市及び下北郡	第3次	令和3年度	下北半島のニホンザル	地域個体群としての永続的な保全を目指すとともに、人的被害・生活被害の根絶による人との共存及び農作物被害の防止を図る。	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日	むつ市及び下北郡	第3次
令和3年度	ニホンジカ	指定管理鳥獣の適正な管理を図る。	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日	県全域	第2次	令和3年度	ニホンジカ	指定管理鳥獣の適正な管理を図る。	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日	県全域	第2次
令和4年度	イノシシ	指定管理鳥獣の適正な管理を図る。	<u>令和4年11月1日</u> ～ <u>令和9年3月31日</u>	県全域	第1次	令和4年度 <u>(予定)</u>	イノシシ	指定管理鳥獣の適正な管理を図る。	<u>令和5年4月1日</u> ～ <u>令和10年3月31日</u> (予定)	県全域	第1次
<u>令和7年度</u>	<u>ツキノワグマ</u>	<u>指定管理鳥獣の適正な管理を図る。</u>	<u>令和7年11月1日</u> ～ <u>令和14年3月31日</u>	<u>県全域</u>	<u>第1次</u>						
4 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針 第二種特定鳥獣管理計画の目的を効果的・効率的に達成するために、対象種の特性を踏まえた個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の事業を実行する取組を年度ごとの実施計画として作成する。						4 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針 第二種特定鳥獣管理計画の目的を効果的・効率的に達成するために、対象種の特性を踏まえた個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の事業を実行する取組を年度ごとの実施計画として作成する。					
(第13表)						(第13表)					
対象鳥獣	計画作成年度	計画作成の目的	計画の期間	対象区域	備 考	対象鳥獣	計画作成年度	計画作成の目的	計画の期間	対象区域	
下北半島のニホンザル	第二種特定鳥獣管理計画の計画期間の各年度	地域個体群の安定的な保護及び管理と農業・生活被害防止を両立させ人とニホンザルとの良好な関係を構築する。	各市町村が作成するニホンザル管理事業実施計画で定める期間	むつ市及び下北郡	<u>第3次</u>	下北半島のニホンザル	第二種特定鳥獣管理計画の計画期間の各年度	地域個体群の安定的な保護及び管理と農業・生活被害防止を両立させ人とニホンザルとの良好な関係を構築する。	各市町村が作成するニホンザル管理事業実施計画で定める期間	むつ市及び下北郡	
ニホンジカ	第二種特定鳥獣管理計画の計画期間の各年度	指定管理鳥獣の適正な管理を図る。	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画で定める期間	実施計画で定める地域	<u>第2次</u>	ニホンジカ	第二種特定鳥獣管理計画の計画期間の各年度	指定管理鳥獣の適正な管理を図る。	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画で定める期間	実施計画で定める地域	
イノシシ	<u>第二種特定鳥獣管理計画の計画期間の各年度</u>	<u>指定管理鳥獣の適正な管理を図る。</u>	<u>指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画で定める期間</u>	<u>実施計画で定める地域</u>	<u>第1次</u>	イノシシ	<u>第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内に必要に応じて作成</u>				
<u>ツキノワグマ</u>	<u>第二種特定鳥獣管理計画の計画期間の各年度</u>	<u>指定管理鳥獣の適正な管理を図る。</u>	<u>指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画で定める期間</u>	<u>実施計画で定める地域</u>	<u>第1次</u>						
第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項 1 方針 (略) 2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査 (1)～(4) (略)						第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項 1 方針 (略) 2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査 (1)～(4) (略)					

変更後			現行		
(5) 第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査 (第16表)			(5) 第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査 (第16表)		
対象鳥獣	調査年度	調査内容・調査方法	対象鳥獣	調査年度	調査内容・調査方法
下北半島のニホンザル	令和4年度～令和8年度	捕獲等情報調査 個体数推定 被害状況調査	下北半島のニホンザル	令和4年度～令和8年度	捕獲等情報調査 個体数推定 被害状況調査
ニホンジカ	令和4年度～令和8年度	捕獲等情報調査 個体数推定 被害状況調査	ニホンジカ	令和4年度～令和8年度	捕獲等情報調査 個体数推定 被害状況調査
イノシシ	令和4年度～令和8年度	捕獲等情報調査 個体数推定 被害状況調査	イノシシ	令和4年度～令和8年度	捕獲等情報調査 個体数推定 被害状況調査
<u>ツキノワグマ</u>	<u>令和4年度～令和8年度</u>	<u>捕獲等情報調査</u> <u>個体数推定</u> <u>被害状況調査</u>			
3 法に基づく諸制度の運用状況調査 (略)			3 法に基づく諸制度の運用状況調査 (略)		
4 新たな技術の研究・普及			4 新たな技術の研究・普及		
(1) 捕獲や調査等に係る技術の研究・普及 下北地域のニホンザルや生息密度が低いニホンジカ、イノシシ、 <u>ツキノワグマ</u> <u>マ</u> の効果的・効率的な捕獲技術について調査研究を進め普及に努める。			(1) 捕獲や調査等に係る技術の研究・普及 下北地域のニホンザルや生息密度が低いニホンジカ、イノシシの効果的・効率的な捕獲技術について調査研究を進め普及に努める。		
(2)・(3) (略)			(2)・(3) (略)		
第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項			第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項		
1 鳥獣行政担当職員			1 鳥獣行政担当職員		
(1) 方針 (略)			(1) 方針 (略)		

変更後

(2) 設置計画 (第 17 表)

区 分	現況			計画終了時			備考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本庁 環境エネルギー部 自然保護課	2	1	3	2	1	3	企画立案、農林水産事務所及び関係団体の指導、各種調査の実施等
うち専門的知見を有する者	0	0	0	1	0	1	
各農林水産事務所							狩猟免許の更新の実施、狩猟者登録証の交付、狩猟取締指導、鳥獣の保護及び管理についての普及啓発等
東青	0	2	2	0	2	2	
中南	0	2	2	0	2	2	
三八	0	2	2	0	2	2	
西北	0	2	2	0	2	2	
上北	0	2	2	0	2	2	
下北	0	2	2	0	2	2	
うち専門的知見を有する者	0	0	0	0	1	1	

(3) 研修計画 (略)

2 鳥獣保護管理員

(1)～(3) (略)

(4) 研修計画 (第 21 表)

研修名	主催	時期	回数/年	規模	人数	目的・内容
鳥獣保護管理員研修	出先機関	4 月	1 回	農 林 水 産 事 務 所	56 名	鳥獣保護管理事業を適正に運営するため、鳥獣保護管理員の資質の向上を図る。 ①鳥獣関係法令 ②鳥獣の保護及び管理の普及方法 ③鳥獣判別 ④被害防止目的での捕獲に関すること ⑤指導取締り

3・4 (略)

現行

(2) 設置計画 (第 17 表)

区 分	現況			計画終了時			備考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本庁 環境生活部自然保護課	2	1	3	2	1	3	企画立案、地域県民局及び関係団体の指導、各種調査の実施等
うち専門的知見を有する者	0	0	0	1	0	1	
各地域県民局農林水産部							狩猟免許の更新の実施、狩猟者登録証の交付、狩猟取締指導、鳥獣の保護及び管理についての普及啓発等
東青地域	0	2	2	0	2	2	
中南地域	0	2	2	0	2	2	
三八地域	0	2	2	0	2	2	
西北地域	0	2	2	0	2	2	
上北地域	0	2	2	0	2	2	
下北地域	0	2	2	0	2	2	
うち専門的知見を有する者	0	0	0	0	1	1	

(3) 研修計画 (略)

2 鳥獣保護管理員

(1)～(3) (略)

(4) 研修計画 (第 21 表)

研修名	主催	時期	回数/年	規模	人数	目的・内容
鳥獣保護管理員研修	出先機関	4 月	1 回	地域県民局	56 名	鳥獣保護管理事業を適正に運営するため、鳥獣保護管理員の資質の向上を図る。 ①鳥獣関係法令 ②鳥獣の保護及び管理の普及方法 ③鳥獣判別 ④被害防止目的での捕獲に関すること ⑤指導取締り

3・4 (略)

変更後	現行
5 取締り (1) 方針 狩猟等の取締りは、過去5か年の違反状況を分析し、狩猟期間中における違法捕獲の取締り、販売業者等の流通段階における違法捕獲の取締り等を警察署等と連携を密に図りながら計画的に実施する。また、<u>各農林水産事務所</u>職員及び鳥獣保護管理員による緊急時の取締りの動員体制がとられるよう整備を図る。 なお、取締りに際しての情報収集等については、民間団体との連携・協力を努める。 (2) (略) 6 (略) 第九 その他 1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題 本県においても全国と同様に、ニホンザルやニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマの生息域が拡大傾向にあり、鳥獣による生態系や農林水産物等への被害が依然として発生しているため、第二種特定鳥獣管理計画に<u>基づく</u>適切な目標設定の下で、個体数の管理、生息環境の管理及び被害対策を関係機関と連携し、総合的に実施していく必要がある。 また、近年、ツキノワグマ等が市街地を含む人里に出没する機会が増え、人とのあつれきが深刻化していることから、市街地への出没を減少させるための里山等の環境管理、出没の可能性を検知するための ICT 等の新たな技術を活用した監視体制、出没リスクに応じた住民への適切な情報提供に努める必要がある。 2 狩猟の適正化 (略) 3 市街地等に出没する鳥獣への対応 ニホンザル、<u>イノシシ</u>、<u>ツキノワグマ</u>等の中・大型獣が出没した場合について、迅速かつ円滑に対応できる者の配置や連絡体制及び関係機関の役割分担を明確化し、対応方針を定めるよう努めるとともに、技術を持った団体・事業者等との連携を強化する。 <u>特に人の生活圏にツキノワグマ及びイノシシが出没した場合には、地域住民等の安全確保の下で緊急銃猟の実施が可能となったが、実施に当たっては、市町村、県、警察、狩猟者団体等が緊密に連携し対応する。</u> また、人と鳥獣のすみ分けに向けた環境管理等を行うことができる人材の育成・確保に向けた取組と県民への普及啓発を行うよう努める。 特に、ツキノワグマについては、県ホームページ等で出没場所を情報発信するほか、出没状況等に応じて、ツキノワグマ出没注意報等発表実施要領に基づき注意報又は警報を発表し、注意喚起する。 加えて、関係部局や警察本部で構成する青森県ツキノワグマ被害対策連絡会議	5 取締り (1) 方針 狩猟等の取締りは、過去5か年の違反状況を分析し、狩猟期間中における違法捕獲の取締り、販売業者等の流通段階における違法捕獲の取締り等を警察署等と連携を密に図りながら計画的に実施する。また、<u>各地域県民局</u>職員及び鳥獣保護管理員による緊急時の取締りの動員体制がとられるよう整備を図る。 なお、取締りに際しての情報収集等については、民間団体との連携・協力を努める。 (2) (略) 6 (略) 第九 その他 1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題 本県においても全国と同様に、ニホンザルやニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマの生息域が拡大傾向にあり、鳥獣による生態系や農林水産物等への被害が依然として発生しているため、第二種特定鳥獣管理計画策定<u>等による</u>適切な目標設定の下で、個体数の管理、生息環境の管理及び被害対策を関係機関と連携し、総合的に実施していく必要がある。 また、近年、ツキノワグマ等が市街地を含む人里に出没する機会が増え、人とのあつれきが深刻化していることから、市街地への出没を減少させるための里山等の環境管理、出没の可能性を検知するための ICT 等の新たな技術を活用した監視体制、出没リスクに応じた住民への適切な情報提供に努める必要がある。 2 狩猟の適正化 (略) 3 市街地等に出没する鳥獣への対応 ニホンザル<u>や</u>イノシシ等の中・大型獣が出没した場合について、迅速かつ円滑に対応できる者の配置や連絡体制及び関係機関の役割分担を明確化し、対応方針を定めるよう努めるとともに、技術を持った団体・事業者等との連携を強化する。 また、人と鳥獣のすみ分けに向けた環境管理等を行うことができる人材の育成・確保に向けた取組と県民への普及啓発を行うよう努める。 特に、ツキノワグマについては、県ホームページ等で出没場所を情報発信するほか、出没状況等に応じて、ツキノワグマ出没注意報等発表実施要領に基づき注意報又は警報を発表し、注意喚起する。 加えて、関係部局や警察本部で構成する青森県ツキノワグマ被害対策連絡会議を開催し情報共有を図り、人的及び農産物被害防止に取り組む。

